

## 参考資料 1

### 岩見沢市介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 岩見沢市における介護保険事業の円滑な実施を確保することを目的として、岩見沢市介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 介護保険事業計画に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認めたこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、有識者や保健・医療関係者、福祉関係者、被保険者代表等のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の一部は、別に定めるところにより公募する。
- 4 委員の任期は、平成32年3月31日までとする。

(運営)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

- 2 委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 副委員長は、委員長の指名により決定する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(事務局)

第5条 委員会の事務を処理するため、事務局を健康福祉部高齢介護課に置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。